

第1回制度設計専門会合における ご指摘事項について

2015年12月04日

S B パワー株式会社

第1回制度設計専門会合におけるご指摘事項について

【ご指摘事項】

- 今後の託送料金制度の検討におきまして、委員から「低圧に接続した電源をアグリゲートして販売する場合、低圧の設備範囲内に収まることはなく、当然、高圧以上の設備も使用する。にもかかわらず、高圧以上電圧設備を使用しない場合等、場合を分けて考えることに意味はあるのか」とのご指摘。

【弊社回答】

上記のご指摘に関しまして、以下のとおり弊社の考えを述べさせていただきます。本専門会合での議論活性化の一助となれば幸いに存じます。

- 分散型電源の電力をアグリゲートして販売する場合等においては、高圧・特別高圧の設備を使用することも当然にあり得るという認識でありますので、この点のご指摘はご尤もなことでと考えております。
- 第1回制度設計専門会合での弊社のプレゼンテーションでも述べさせていただきましたとおり、今後は様々な電源やデバイスがICTで繋がり、需要家側を中心に技術革新や新たなサービスが創出される世界になっていくものと想定されます。
- 弊社として、設備利用実態を考慮した託送料金をご提案したのは、今後の託送料金制度がこのような市場の発展を妨げることなく、多様なビジネスモデルに柔軟に対応することを可能としていただきたいとの趣旨に基づくものです。
- 設備利用の観点では、高圧・特別高圧の設備を使用する場合であっても、特定の高圧・特別高圧の設備のみ使用する場合や高圧・特別高圧の設備を全量利用するのではなく一部利用に留まる場合等も想定されます。需要家側での技術革新やサービス創出の促進といった観点から制度を検討する場合には、このような想定される設備の利用実態を類型化して検討することも有意義であると考えます。
- 上記を踏まえ、本会合にて将来の市場発展を見据えた託送料金制度の在り方を継続してご議論いただければと考えております。